

黒部市封筒広告掲載要領

平成 21 年 9 月 7 日

黒部市告示第 49 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、黒部市広告掲載要綱(平成 18 年黒部市告示第 155 号。以下「要綱」という。)及び黒部市広告掲載基準(平成 20 年黒部市告示第 53 号。以下「掲載基準」という。)に定めるもののほか、黒部市が使用する封筒への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載する封筒の種類、掲載位置等)

第 2 条 広告を掲載する封筒の種類、掲載位置、募集枠数、掲載規格、作成枚数及び掲載料等は、募集の都度、別に定めるものとする。

(広告の募集)

第 3 条 広告の募集は、市ホームページ及び広報等で公募する。

(広告掲載の申込み)

第 4 条 封筒に広告を掲載しようとするもの(以下「申込者」という。)は、黒部市封筒広告掲載申込書兼同意書(様式第 1 号)に掲載しようとする広告案(電子データ含む。)を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告掲載等の決定等)

第 5 条 市長は、前条の申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容等を審査するものとする。

2 市長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、申込者に修正・削除を求めることができる。広告主は、正当な理由がない場合、修正・削除に応じなければならない。

3 市長は、前 2 項の規定により、適当と判断された広告について、掲載を決定する。この場合において、当該広告の枠を超えたときは、抽選により広告の掲載を決定する。

4 市長は、前 3 項の規定により、広告の掲載が決定となった申込者には、黒部市封筒広告掲載決定通知書(様式第 2 号)をもって、不決定となった申込者に対しては黒部市封筒広告掲載不決定通知書(様式第 3 号)をもって通知するものとする。

(広告掲載の順序)

第 6 条 広告掲載の順序は、申込み順により、封筒の上段から掲載する。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。